

令和3年6月1日

座席シート縫製職種・

自動車シート縫製作業に関わる各位

一般社団法人

日本ソーイング技術研究協会 事務局

(印省略)

## 緊急・お知らせ (2号)

### 事務所開設時間の変則措置の延長について

各位におかれましては日頃から技能実習評価試験の実施に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

政府は先月25日から東京都、大阪府、京都府、兵庫県の4都府県に3度目の緊急事態宣言を発令し、当初は本月11日に宣言解除予定だったが、この期限を本月末に延長し、適用地域を拡大しました。その後、本月23日には沖縄県を緊急事態宣言の対象地域として追加し、期限を来月20日と定められました。

緊急事態宣言の発令に伴う緊急措置に関連し、当協会では受付等事務を6月20日までは、再度、変則処置をすることとします。

1、事務所の開設時間を **13:00～15:00** とします。

※ 開設曜日 月曜日、金曜日 は 開設  
火曜日、水曜日、木曜日 は 不定期開設

2、職員の就業時間を人毎に時差出勤あるいはリモート執務とします。

なお、電話接遇は出来るだけ可能な状態を執ります。

ただし、即応できない案件も想定されますが、早急な対応に心掛け、可能な状態に復した時点で直ちに善処いたします。

変則措置期間

**6月1日から6月20日まで**

※上記は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する一時的な措置ではありますが、皆様におかれましては、頭上の脅威に対抗するには《我が身を守る、わが命を守る》の心掛けに徹されるよう祈念します。

当協会の対応にご理解を賜りますようお願いいたします。

## 追記

以前ご案内しましたように、「技能実習」で在留中の者であって、以前と同一の業務で就労を希望する者については特定活動(6か月・就労可)の在留資格が、また、評価試験の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない実習生は、受検・移行が出来るようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能となっております。

詳細は、下記にご案内を致します出入国在留管理庁 HP をご参照頂き、特定活動で滞在等ご検討頂ければ幸いと存じます。

出入国在留管理庁 HP:

(在留資格関係) <http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

(Q&A) <http://www.moj.go.jp/content/001319087.pdf>

当協会で開催するこれまでの評価試験では、監理団体・実習実施機関の皆様のご協力を得て、新型コロナウイルス感染症のクラスターは、発生しておりません。

今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の防止対応策を徹底し、評価試験を実施して参ります。

更に皆様のご協力とご理解を頂きますようお願い致します。

また、開設時間外に自動車シート縫製技能評価試験やその他について、当協会へお問い合わせがある方は、下記のアドレスまでメールをお願いします。回答は、お時間をいただくことをご理解頂きますようお願いを致します。

宛先 E-mail 〈 info@jstra.com 〉 事務局 北岡 宛て